



松 戸 市 防 火 協 会
松 戸 市 危 険 物 安 全 協 会
松 戸 市 消 防 局



消火器の取り扱いについて



消火器の種類・設置上の注意点



住宅用消火器

住宅用消火器には、火災の種類に応じて適応火災が絵表示で示されています。ご家庭には、「住宅用消火器」をお薦めします。

▶ 法令で定められた義務設置用消火器

火災はその種類により、普通火災・油火災・電気火災に分類されています。また、法令で定められて設置する消火器は、適応火災を示す色マークと能力単位の表示が付いています。

住宅用消火器の表示例

■住宅火災に適した消火器として開発された蓄圧式消火器で、誰にでも簡単に操作できます。
■外面が、赤色以外の色のものもあります。
■住宅用ですので、薬剤の詰め替えができません。使用期間又は使用期限が表示されています。

義務設置用消火器の表示例

普通火災 (A火災)	油火災 (B火災)	電気火災 (C火災)
木材、紙、繊維などが燃える火災	石油類その他の油類などが燃える火災	電気設備などの火災
○普通火災用	●油火災用	●電気火災用

■法令で定められた義務設置用消火器です。
■義務設置以外の場所にも設置できます。
■耐用年数が表示されています。

消火器を正しくお使いいただくために

消火器には、規格で定められた表示事項と製造メーカーの使用上の注意事項が書かれた銘板(シール)が貼付されていますが、この銘板には「使用上のご注意」「消火器は圧力容器です。取扱説明書を良く読んでご使用ください。」で始まり、「危険」「警告」「注意」から構成されている銘板が貼付されています。

おおむね、次のようなものが「危険」「警告」「注意」の中に記載されています。

- 容器やキャップにサビ・キズ・変形、キャップのゆるみのあるものは、絶対に使用しないでください。容器の破裂等により、重大な人身事故発生のおそれがあります。
- 人に向かって絶対に放射しないでください。
- 法で定めた点検を定期的に行ってください。ご家庭でも5年を目安に必ず点検を行ってください。
- 耐用年数を過ぎたものは使用しないでください。
- 設置場所については、高温多湿のところは避けてください。
- 適応火災はプレートの表示マークと「取扱説明書」でご確認ください。燃焼物によって適・不適があります。
- 火元に近すぎるとヤケドのおそれがあります。距離をおいて消火活動をしてください。

消火器の点検・交換チェック

消火器がたとえ使用期限内であっても、いざという時に不具合等で使えなければ意味がありません。ご購入されましたら、半年に1回程度、下記の項目にそって目視でチェックしましょう。

<p>【本体容器】 このような腐食のあるものは強度上危険です。すくなく廃棄処理してください。</p> <p>溶接部とその周辺の腐食</p>	<p>【ホース】 ホースが脱落していたら販売店に連絡し、新しい消火器と交換してください。</p> <p>ホースの脱落</p>
<p>【蓋(キャップ)】 キズ、変形、腐食を生じているものは、速やかに廃棄処理してください。</p> <p>あばた状の腐食</p>	<p>【指示圧力計】 指針が緑色の範囲外を指していたら販売店に連絡し、新しい消火器と交換してください。</p> <p>指針 緑色範囲</p>

消火器の回収・リサイクル

廃消火器はエコマーク付き消火器に生まれ変わります!!

不用になった消火器(廃消火器)は事故防止のために、絶対に使用したり操作したりしてはいけません。必ずお買い求めになった販売店が専門業者等にお渡しください。

廃消火器は回収された後... 適切な処理を行い、メーカーで材料ごとにリサイクルをし、その容器及び消火薬剤のほとんどがリサイクル製品としてまた活躍しています。



悪質な消火器の訪問販売や点検にご注意を!!

「消防署の方から来た」「一般家庭にも設置義務がある」などと偽ったり、出入り業者または契約業者を装って不当な価格で消火器の訪問販売や点検(薬剤詰め替え)を行ったりする業者がいます。

一般家庭に消火器設置義務はありませんし、消防署で消火器の点検を業者に依頼することもありません。そこで、次のことに留意して、被害にあわないようにしましょう。

- 身分証明書の提示を求めましょう!
- あやしいと思ったら勇気をもってキッパリ断りましょう!
- 契約書を良く読みむやみにサインするのはやめましょう!
- 相手が脅迫行為にでた場合は速やかに警察へ通報しましょう!

もし、気づかずにサインや承諾をしてしまったら...一般家庭では、**8日以内ならクーリング・オフ**(一定期間内の契約解除)が可能です。

